

平成15年度

## 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

### 第2部 平成15年度において講じた 食料・農業・農村施策（案）

(第7回食料・農業・農村政策審議会用参考資料)

平成16年4月

農林水産省

# 目 次

## 概 説

1 施策の重点	1
2 財政措置	3
3 立法措置	3
4 行政組織の改革再編	4
5 税制上の措置	5
6 金融措置	6
7 政策評価	6

## 特集 「食」と「農」の再生

### 1 食の安全と安心の確保

(1) 食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築	8
(2) リスク評価の実施	10
(3) 「リスクコミュニケーション」の推進	10
(4) リスク管理対策	10
(5) 食品表示・規格対策の充実	16
(6) 「食卓から農場へ」顔の見える関係の構築	18
(7) 「食育」の推進	19
(8) 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の提供	21

### 2 農業の構造改革の加速化

(1) 農業経営の法人化等で拓く構造改革	24
(2) 農協系統組織の改革	29
(3) 米政策の大転換	30
(4) 構造改革に伴う担い手経営安定対策	30
(5) 農山村の新たな土地利用の枠組み構築	30

### 3 都市と農山漁村の共生・対流の推進

(1) 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現	32
(2) 「e-むらづくり計画」の推進	36
(3) バイオマス・ニッポン総合戦略の推進	36
(4) 「美しい自然と景観」の維持・創造	39

### 4 W T O 交渉における積極的取組

<b>I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策</b>	
1 望ましい食料消費の姿の実現	41
2 生産努力目標の達成に向けた施策	42
3 食料の需給に関する動向把握と情報提供	54
<b>II 食料の安定供給の確保に関する施策</b>	
1 食料消費に関する施策の充実	55
2 食品産業の健全な発展	57
3 農産物の輸出入に関する施策	60
4 不測時における食料安全保障	62
5 國際協力の推進	62
<b>III 農業の持続的な発展に関する施策</b>	
1 望ましい農業構造の確立	64
2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開	65
3 農地の確保及び有効利用	65
4 農業生産の基盤の整備	66
5 人材の育成及び確保	69
6 女性の参画の促進	69
7 高齢農業者の活動の促進	70
8 農業生産組織の活動の促進	71
9 技術の開発及び普及	71
10 農産物の価格の形成と農業経営の安定	73
11 農業灾害による損失の補てん	75
12 自然循環機能の維持増進	76
13 農業資材の生産及び流通の合理化	78
<b>IV 農村の振興に関する施策</b>	
1 農村の総合的な振興に関する施策	80
2 中山間地域等の振興に関する施策	87
3 都市と農村の交流等に関する施策	90
<b>V 団体の再編整備に関する施策</b>	
V 団体の再編整備に関する施策	94
<b>VI その他重要施策</b>	
1 農林水産統計・情報の新たな展開	96
2 農林水産分野の情報化と電子政府の実現	96
3 食糧行政にかかる業務運営及び定員の合理化	97

4 災害対策	97
--------	----

## VII 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政策評価	99
2 財政措置の効率的かつ重点的な運用	100
3 情報の公開等	100
4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携	101
5 國際規律との整合性	101

参考 1 食料・農業・農村政策日誌	102
-------------------	-----

参考 2 平成15年度中に開催した審議会等	115
-----------------------	-----

# 概 説

## 1 施策の重点

食料・農業・農村基本法及び基本計画に基づき、食料の安定供給、食の安全・安心の確保及び多面的機能の発揮を基本目標とし、担い手の育成確保と農林水産業・農山漁村資源の確保という基本概念のもと、総合的に施策を実施した。

このような観点から、食料自給率向上に向けての経営気質に優れた自立できる担い手と産地の育成、多面的機能の発揮を支える農山漁村の資源循環と環境保全の推進との視点に立って、施策を重点化した。

### (1) 食の安全と安心の確保

#### ア 食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築

- (ア) 食品安全基本法を制定し、この基本法に則し、食品の安全性にかかわる関連法について検討し、所要の改正を行った。
- (イ) 科学に基づく食品安全行政を推進するため、食品健康影響評価（リスク評価）等を行う食品安全委員会を内閣府に新たに設置し、リスク管理を担当する行政機関についても、リスク管理体制の見直しを図った。

#### イ リスク評価の実施

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に基づき、科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正にリスク評価（食品健康影響評価）を行った。

#### ウ 「リスクコミュニケーション」の推進

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その過程の公平性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、食品事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするリスクコミュニケーションに取り組んだ。

#### エ リスク管理対策

食品の安全性に対する国民の関心の高まりが見られることから、食品に由来する健康危害のリスクを最小限にできるよう関係者が一丸となった取組を展開した。

#### オ 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）を厳正に運用するとともに、不正を許さない表示の監視体制の強化、食品表示制度の積極的な普及啓発に取り組み、食品表示の適正化を強力に推進した。

また、わかりやすく信頼される食品表示を実現するための取組を引き続き推進した。

#### カ 「食卓から農場へ」顔の見える関係の構築

- (ア) 生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の開発・導入に対する支援を行った。
- (イ) 安全・安心な食生活を実現し、食品の高品質化を促進するため、食品産業の機能を強化することにより、その新たな将来展望を開拓した。

## **キ 「食育」の推進**

望ましい食習慣の実現及び食の安全について、消費者が自ら考えることを促進するとともに、「食」の安全、「食」の選び方や組合せ方を教え、「食」について関心をもち、自ら考える習慣を身につける「食育」を推進するための国民的な運動を展開した。

## **ク 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の提供**

産地ごとに、消費者の評価を踏まえ、立地条件や地域資源等の産地の優位性を活かした生産・流通・販売戦略（「ブランド・ニッポン」戦略）の策定を推進し、戦略を策定した産地に対して施策を重点化することにより、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の供給体制を確立する取組を実施した。

### **(2) 農業の構造改革の加速化**

#### **ア 農業経営の法人化等で拓く構造改革**

望ましい農業構造の実現を図るため、農業経営の法人化と担い手への農地の利用集積を加速化するとともに、地域の実情に応じ、認定農業者や法人経営等の地域農業の担い手の経営の安定・発展に向けた多面的な取組等を推進した。

また、多様化する就農形態に対応しつつ、関係機関と連携のもと、新規就農者の就農発展段階に応じ体系だった就農支援施策を講じた。

#### **イ 農協系統組織の改革**

農協系統による農協改革について、食と農の再生に向けた政策の一環として、政府としても支援を行った。

#### **ウ 米政策の大転換**

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革の実施に向けて、食糧法の改正や各種対策への予算措置等、所要の施策を講じた。

#### **エ 構造改革に伴う担い手経営安定対策**

米価下落による稻作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる水田農業構造改革対策の稻作所得基盤確保対策に上乗せし、稻作収入の安定を図る対策として、平成16年度から「担い手経営安定対策」を講ずることとし、関連施策間の総合性・整合性をとりながら、その具体的仕組み等を決定した。

#### **オ 農山村の新たな土地利用の枠組み構築**

住民合意のもとで、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村の取組を促進する観点から、農山村の新たな土地利用の枠組みを構築した。

### **(3) 都市と農山漁村の共生・対流の推進**

#### **ア 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現**

子ども、熟年世代や高齢者を含め多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを提案し、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援（都市側の動きの支援）、都市と農山漁村の橋渡し及び受け皿としての農山漁村の魅力を向上さ

せるための対策を、関係府省と連携しつつ総合的に推進した。

#### **イ 「e-むらづくり計画」の推進**

I T（情報通信技術）を活用した効率的な農業経営等の展開、農山漁村の振興及び都市と農山漁村の共生・対流を図るため、情報通信基盤や利活用システムの整備及び情報利活用能力の向上等を一体的に推進した。

#### **ウ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進**

バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現するため、バイオマス・ニッポン総合戦略（14年12月閣議決定）を推進した。

#### **エ 「美しい自然と景観」の維持・創造**

多様な主体の参画のもと、自然と共生する田園環境の創造を推進するとともに、里地や棚田の保全等を通じて美しい日本の原風景を再生した。

## **2 財政措置**

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な財政措置を講ずることとし、平成15年度農業関係一般会計予算額は、総額2兆4,326億円となった。これにより、

「食」と「農」の再生プラン」等に則し、食の安全と安心の確保、農業の構造改革の加速化、都市と農山漁村の共生・対流の促進等を図った。

また、平成15年度の農林水産省関係の財政投融資額は2,498億円となった。このうち主なものは、農林漁業金融公庫への財政投融資計画額で1,980億円となった。

## **3 立法措置**

第156回国会（通常国会）において、以下の法律等が成立した。

- ・「食品安全基本法」
- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律」
- ・「健康増進法の一部を改正する法律」
- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律」
- ・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律」
- ・「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
- ・「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」
- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律」
- ・「種苗法の一部を改正する法律」
- ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」
- ・「農業災害補償法の一部を改正する法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」

また、15年度において、以下の法律等が施行された。

- ・「独立行政法人農畜産業振興機構法」

- ・「独立行政法人農業者年金基金法」
- ・「独立行政法人農林漁業信用基金法」
- ・「独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律」
- ・「食品安全基本法」
- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律」
- ・「健康増進法の一部を改正する法律」
- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律」
- ・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律」
- ・「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
- ・「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」
- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律」
- ・「種苗法の一部を改正する法律」
- ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」

## 4 行政組織の改革再編

### (1) 食品安全委員会の設置

科学に基づく食品安全行政を推進するため、食品健康影響評価（リスク評価）等を行う食品安全委員会を新たに内閣府に設置した。

### (2) 農林水産省組織の改革再編

消費者を重視した農林水産行政を確立するため、農林水産省組織の改革再編を行った。

#### ア 食品のリスク管理部門の強化

「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめ（平成14年6月）に基づき、食品のリスク管理部門の強化を図るため、

- (ア) 本省において、産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全局」を新設した。
- (イ) 地方において、食糧事務所を、地方農政局のもとで、食品のリスク管理業務を中心とする主要食糧業務をあわせ行う「地方農政事務所」として再編した。

#### イ 食糧庁組織の廃止等行政組織のスリム化

行政組織の肥大化防止の見地から、食糧庁組織の廃止を行うとともに、現在の食糧事務所及び支所の廃止、同事務所関係定員のスリム化を行った。

#### ウ その他の組織改編

##### (ア) 統計情報組織

- ① 本省統計情報部を改編して、情報関係業務は大臣官房情報課で、統計関係業務は統計部で担当することとした。
- ② 地方統計組織については、15年度に地方統計情報事務所及び同出張所を統計・情報センターに改組した。さらに18年度に地方農政事務所と統合し、その下の統計・情報センターとして位置付けることとした。

#### (イ) 国際関係組織

総合食料局国際部について、総合食料局の改組（食糧部の設置）に伴い、大臣官房に移すとともに、これと連携して国内制度と国際ルールとの調和について省横断的に担う総括審議官（国際担当）を設置した。

#### (ウ) 環境関係組織

バイオマス分野をはじめ農林水産分野に関する環境政策を戦略的に構築するため、大臣官房に環境政策課を設置した。

#### (エ) 機動的スタッフ体制の充実

新たな政策課題に機動的に対応するスタッフ体制の充実を図るため、大臣官房参考事官及び各局庁の調査官の増設を行うとともに、政策報道官を設置した。

### (3) 厚生労働省組織の改革再編

厚生労働省医薬局・食品保健部の組織については、食の安全にかかわる重要問題に関し局を挙げて対応する体制を構築することとし、特に、健康影響が広範にわたるなど重大な事件事故等の発生への対応や輸入食品対策、リスクコミュニケーションをはじめとする食の安全確保体制の強化等、リスク管理を担う厚生労働省としての組織体制の整備を行った。また、内閣府に設置される食品安全委員会と円滑な連携・調整を図る体制を整備した。

- ・「医薬局」を「医薬食品局」に、「食品保健部」を「食品安全部」に改めた。
- ・食品保健部「企画課」を食品安全部「企画情報課」に改めた。
- ・「大臣官房参考事官（政策医療・医薬食品担当）」を設置した。
- ・「輸入食品安全対策室」を設置した。

## 5 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

### (1) 食の安全・安心等対策

#### (ア) BSE（牛海绵状脳症）対策特別措置法の制定に伴う以下の特例措置を講じた。

- ① 飼料製造業者が牛と豚等の飼料製造工程分離等のために取得する製造設備等にかかる特別償却制度（18%等）及び課税標準の特例（3年間1／2）（法人税、固定資産税）
- ② 化製業者が死亡牛の化製処理のために取得する設備等にかかる課税標準の特例（3年間1／2）及び非課税措置（固定資産税、事業所税）

#### (イ) 「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づき認定事業者がHACCP（危害分析重要管理点）手法を導入するために取得する機械装置等にかかる特別償却制度（6%）並びに課税標準の特例を延長するとともに、試験研究税制を拡充する措置を講じた。（所得税、法人税、不動産取得税）

## (2) 農業経営の安定・構造改革の加速化

- (ア) 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を実施する認定農業者の農業用機械等の割増償却制度(20%等)の適用期間(5年以内)を5年に拡大した。(所得税、法人税)
- (イ) 平成14年度水田農業経営確立助成補助金等にかかる特例措置(個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳)を講じた。(所得税、法人税)

## 6 金融措置

平成14年度において、各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、わかりやすく、使いやすい資金制度に再構築したことを踏まえ、その普及・浸透を着実に図るとともに、重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の金融措置を講じた。

### (1) 農林漁業金融公庫資金

- (ア) 農業経営維持安定資金等について、災害に準ずるものとして一定の要件を満たす事由により被った経済的損害による収入減を補てんする資金の追加措置を講じた。
- (イ) 水産加工資金について、適用期限の延長とともに水産加工業の経営体質の強化を図るため、合併、営業の譲受けのために必要な資金の追加等の措置を講じた。
- (ウ) 食品産業品質管理高度化促進資金(通称:H A C C P 資金)について、適用期限の延長等の措置を講じた。
- (エ) 円滑な業務運営に資するため、農林漁業金融公庫に対し、一般会計から補給金を交付した。

なお、沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の融資内容を農林漁業金融公庫と同様に拡充した。

### (2) 農業近代化資金及び農業信用保証保険

農業近代化資金について、農業者等の資金需要に対応するため、都道府県等に対して利子補給補助等の助成措置を講じた。

また、農業信用保証保険について、債務保証の円滑化を図るため、農業信用基金協会への都道府県の助成に対する補助を実施した。

### (3) 農業改良資金

担い手の創意工夫による新たな作目や加工分野への進出、新たな技術や生産方式の導入の取組を引き続き支援するため、農業改良資金の貸付けを行った。

## 7 政策評価

重点施策をはじめとする食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、効果的かつ効

率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進することにより、食料・農業・農村基本法及び同基本計画に則した施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえて施策内容等の見直しを行った。

## 特集 「食」と「農」の再生

### 1 食の安全と安心の確保

#### (1) 食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築

「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働大臣及び農林水産大臣の私的諮問機関）の報告書の提言を受け、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」が開催され、平成14年6月11日に「今後の食品安全行政のあり方について」が取りまとめられた。

この取りまとめに基づき、国民の健康の保護を最優先とするなどの基本理念、関係者の責務・役割、施策の策定にかかる基本的な方針、食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法案が15年2月に国会に提出され、同年5月に成立・公布、7月1日に施行された。

また、同日、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価等を実施する機関として、内閣府に食品安全委員会を設置した。

農林水産省においては、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直し、農林水産物の生産過程における食品の安全性を確保するため、肥料取締法等の食品安全関連法を改正するとともに、本省段階における「消費・安全局」の設置や地方段階における「地方農政事務所」の設置等により、本省・地方を通じたリスク管理体制を整備した。

さらに、農林水産省は、新しい食品安全行政に農林水産省が的確に対応していくための指針として、15年6月に決定・公表した「食の安全・安心のための政策大綱」に沿って、消費者に「安心」、「信頼」を実感してもらえるよう、食の安全・安心を確保するための施策を展開した。

① 農林水産省において、「関係閣僚会議」の取りまとめに基づき、リスク管理部門の強化を図るため、以下の改革再編を行った。

- a 本省において、産業振興部門から独立した食品分野における消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全局」の新設。
- b 地方において、食糧事務所を、地方農政局のもとで、食品のリスク管理業務を中心とする主要食糧業務をあわせ行う地方農政事務所として再編。

また、行政組織の肥大化防止の見地から、食糧庁組織の廃止を行うとともに、食糧事務所及び支所の廃止、同事務所関係定員のスリム化を行った。

② 厚生労働省医薬食品局・食品安全部への組織再編

厚生労働省医薬局・食品保健部の組織については、食の安全にかかわる重要問題に関し局を挙げて対応する体制を構築することとし、特に、健康影響が広範にわたるなど重大な事件事故等の発生への対応や輸入食品対策、リスクコミュニケーションをはじめとする食の安全確保体制の強化等、リスク管理を担う厚生労働省としての組織体制の整備を行った。また、内閣府に設置される食品安全委員会と円滑な連携・調整を図る体制を整備した。

- ・ 「医薬局」を「医薬食品局」に、「食品保健部」を「食品安全部」に改めた。
- ・ 食品保健部「企画課」を食品安全部「企画情報課」に改めた。

- ・「大臣官房参事官（政策医療・医薬食品担当）」を設置した。
  - ・「輸入食品安全対策室」を設置した。
- ③ 関係行政機関の相互の密接な連携
- 食品安全基本法に基づき閣議決定した「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、関係行政機関の相互の密接な連携のために必要な措置等について規定した。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省及び環境省との間で、リスク評価を行う際の連携、リスク管理措置を講ずる際の連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有等、連携及び政策調整の具体的な手法について取極めを締結し、公表した。
- ④ 食品の安全性確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として、厚生労働省関係法律を整備した。
- a 食品衛生法等の一部改正
- 国民の健康の保護を図ることを目的とした食品の安全確保のため、目的規定の見直し、国・地方公共団体及び事業者の責務の明確化、国民等の意見の聴取（リスクコミュニケーション）規定を設けるとともに、「規格・基準の見直し」、「監視・検査体制の強化」、「食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化」、「罰則の強化」を行った。
- b 健康増進法の一部改正
- 健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、著しく虚偽または誇大な広告等の表示を禁止するなどの措置を講じた。
- ⑤ 食品安全基本法の趣旨を踏まえ、食品の安全性の確保のため、農林水産省関係法律を整備した。
- a 肥料取締法の一部改正
- 目的として「国民の健康の保護」を追加し、適正な施用の徹底、安全性に問題のある肥料の販売・施用の禁止、回収命令等の措置を講じた（15年7月1日施行）。
- b 薬事法の一部改正
- 未承認の動物用医薬品の使用の禁止、使用基準を定めることができる医薬品の範囲の拡大、食品衛生法との整合性の確保等の措置を講じた（15年7月30日施行）。
- c 農薬取締法の一部改正
- 安全性に問題のある農薬の回収命令の創設、食品衛生法との整合性の確保等の措置を講じた。
- d 家畜伝染病予防法の一部改正
- 飼養衛生管理基準の策定、特定家畜伝染病防疫指針を作成することとされた（15年7月1日施行）。
- e 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の一部改正
- 特定飼料等の製造業者に対する登録制度の導入、有害な飼料の輸入・製造・使用の禁止、輸入飼料の監視の強化、飼料の検定機関の指定制度の見直し等の措置を講じた（15年7月1日施行）。

## (2) リスク評価の実施

食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に基づき、厚生労働省、農林水産省から要請を受け、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価（食品健康影響評価）を行った。

## (3) 「リスクコミュニケーション」の推進

食の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その過程の公平性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、食品事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするリスクコミュニケーションに取り組んだ。

① 食品安全委員会は、自ら行う食品健康影響評価（リスク評価）について、関係者相互間の情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）を実施した。また、規制等を行う関係機関が行うリスクコミュニケーションに関する事務の調整を実施した。

なお、総合的なリスクコミュニケーションとして、委員会を中心に、厚生労働省や農林水産省、地方公共団体、消費者、生産者等の参加による意見交換会等も実施した。

② 厚生労働省は、食品の安全等に関する施策内容について、消費者等に対してわかりやすく説明するとともに、消費者等との双方向のコミュニケーションを行うための意見交換会の開催、ホームページや政府広報による情報発信等、リスクコミュニケーションの充実を図った。

また、食品の規格基準の設定や輸入食品監視指導計画の策定等に際し、その趣旨、内容等を公表し、広く国民等の意見を求め、それ以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民等の意見を求めた。

③ 農林水産省は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、ホームページや消費者等との定例懇談会等を通じて関係者にわかりやすい情報を積極的に提供した。また、個別の施策ごとに「食品に関するリスクコミュニケーション」の開催等により関係者と意見交換を行った。

さらに、食品の安全に関する情報提供窓口として、新たに独立行政法人農林水産消費技術センター内に「食の安全・安心情報交流ひろば」を創設した。

## (4) リスク管理対策

### ア 農畜水産物・食品の安全性確保

#### (ア) 生産資材の適正な使用の推進

14年7月以降に発生した無登録農薬問題に対応するため、農薬取締法の改正を含む農薬の安全性を確保するための措置を講じた。

##### a 農薬取締法の改正（15年6月公布）

- i 販売禁止農薬の回収規定の設定
- ii 厚生労働省との連携の強化
- iii 非農耕地用除草剤の表示規制

##### b 農業者等に対する農薬の適正販売・使用等の徹底

- i 農薬の容器または包装の表示について農薬製造者による一斉点検を指示し、誤

表示をした農薬製造者に対し当該農薬の回収等に関する指示を行うとともに、原因究明、再発防止策等について報告命令を行う一方、誤表示の状況を公表した。

また、一部で農薬使用基準に適合しない誤記載のあった都道府県作成の防除基準等について、各都道府県に対して記載内容の適正化を指導した。

ii 従来より実施している農薬使用者に対する講習会の開催等に加え、新たに以下の取組を行った。

(i) 無登録農薬の販売の取締りと安全な農薬の取扱い確保並びに不適正販売を防止するための農薬販売業者への研修指導

(ii) 営農指導員等を対象とした農薬適正使用アドバイザーの育成研修とその活動推進等による、農薬使用者の農薬使用状況の記帳と適正使用の徹底の推進

iii 都道府県、地方農政局や関係者に対し、住宅地等における農薬の飛散防止について指導通知を発出した。

c 使用残農薬の適正処理・管理

農薬空容器、使用残農薬及び種子消毒時に生ずる農薬廃液等の一層の適切な処理を図るため、以下の取組等を推進した。

i 再生利用が容易な農薬容器の開発

ii 難分解性有機化合物（P C B、ダイオキシン類等）の高度な処理技術を利用し、農家等で保管されている使用残農薬の安全・確実かつ低コストな適正処理技術の開発

iii 水稲共同育苗施設等から生ずる種子消毒時の農薬廃液処理技術の開発

iv 不用となった使用残農薬の適正な回収・処理システムの検討

d 農薬の検査等を行う独立行政法人農薬検査所の体制の強化

内分泌かく乱作用等農薬のリスクに関する新たな科学的知見に即応した農薬の検査の強化や増大している無登録農薬等の根絶、消費者の農薬に対する理解の確保が重要となっている。

このため、農薬の検査等を行うことにより農薬の品質と安全性を確保することを目的として設置されている独立行政法人農薬検査所において、農薬の新たなリスクに関する調査分析との確な検査、無登録農薬等の監視、農薬に関する消費者等への情報提供等のリスク管理体制を強化した。

(イ) 産地におけるリスク管理の推進

① 農林水産生態系における有害化学物質（カドミウム、ダイオキシン等）について、その動態の把握、生物・生態系への影響評価を行うとともに、分解・無毒化技術の実証研究等を通じた化学物質のリスク低減技術等を開発した。

② 産地出荷段階における米のカドミウム及び米麦の残留農薬の実態調査を引き続き実施した。

③ 麦類のかび毒についての汚染実態把握、リスク低減対策を引き続き実施した。

④ 中国産野菜の残留農薬問題を契機として、消費者の食品の安全性への関心が高まっており、国産野菜についても、生産・流通段階における安全性の確保対策を強化することが緊要な課題となつた。

このため、生産段階において、生鮮野菜の病原微生物汚染を防ぐ高度な衛生管理技

術及び野菜中の硝酸塩の低減技術の普及を推進するとともに、流通段階において、残留農薬の簡易分析システムの導入を支援すること等により、安全・安心な国産野菜の供給体制の強化を図った。

(ウ) 食品の製造・加工、流通における取組の促進

① 残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止する措置の導入

近年の輸入食品の増加等も踏まえ、食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む。）が残留する食品の流通等を原則として禁止する措置（いわゆるポジティブリスト制）を導入するため、15年5月に食品衛生法が改正され、公布後3年以内に導入することとなった。

② 食品添加物の安全性確認の徹底

15年の食品衛生法の改正により、長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、安全性に問題のあるもの等について使用を禁止できる制度が導入されたところであり、既存添加物の毒性試験等を実施した。

また、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物については、企業からの指定の要請の有無にかかわらず、国が主体的に指定に向けた検討を行い、厚生労働省は食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼した。

③ 広域食中毒に対する危機管理体制の強化

食品衛生法を改正し、食中毒患者等が一定数以上または広域にわたり発生し、または発生するおそれがある場合であって、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するときは、厚生労働大臣は都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることとした。また、保健所長が、医師による届出がなくとも、食中毒等の原因を明らかにするための調査にかかる規定を整備するとともに、国に対する報告規定を整備した。

④ 新開発食品の安全確保の充実

国内外の健康食品等に関する健康被害事例及び安全性・効果についての研究報告や文献等の情報を収集・分析し、データベース化するとともに、消費者等に対する情報提供を推進した。

また、食品衛生法を改正し、以下の場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、食品安全委員会、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することとした。なお、15年9月、当該規定を1件適用した。

a 一般に食品として飲食に供されている物であって当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されている物について人の健康を損なうおそれがない旨の確証がない場合

b 食品によるものと疑われる人の健康にかかる重大な被害が生じた場合において当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかった物が含まれていることが疑われる場合

さらに、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する表示をし、または著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととした。また、国民の健康の保持増進に重

大な影響を与えるおそれがあると認めるとときは、この規定に違反する者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとした。当該規定に基づき、インターネット等における「ガンが治る」等の表示の行政指導を行った。

⑤ 総合衛生管理製造過程（H A C C P）承認施設の監視強化

食品衛生法の改正により総合衛生管理製造過程の承認制度に更新制を導入するとともに、地方厚生局の食品衛生監視員の増員を行い、承認施設の監視強化を図った。

⑥ 食肉等に関するB S E対策の推進

と畜検査におけるB S E全頭検査の実施について、引き続き、特別措置として検査キットに対する補助を行うとともに、検査機器の整備や検査技術の研修を実施し、各自治体における迅速かつ適正な検査の実施を図るとともに、B S Eに関する正しい情報の普及啓発を推進した。

また、国民の健康の保護を目的として、と畜場法についても法の目的及び責務の見直し、と畜場における衛生管理及び検査体制の充実等を内容とした所要の改正を行った。さらに、B S E発生国のせき柱（いわゆる背骨）について、食品衛生法に基づき食品等への使用を禁止する措置を講じた。

(エ) 輸入食品の安全性の確保

① 輸入食品等の監視・検査体制の整備

a 14年の食品衛生法の改正により、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、特定の国・地域で製造された特定の食品等について、検査を要せずに輸入を禁止することができることとされたところであり、厚生労働省医薬局食品保健部（当時）に輸入食品安全対策室を設置するなど同措置の導入に伴う実施体制を整備した。

b 食品衛生法の改正により、命令検査（合格しなければ輸入・流通等を認めない検査）の対象食品等について、違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるよう、政令指定要件を廃止した。また、公益法人に限定されていた命令検査を実施する検査機関について、厚生労働大臣による指定制度を改め、従来の指定検査機関と同等の公正・中立性や検査能力等の要件を備えることを条件に、民間法人も登録検査機関として登録できることとした。あわせて、いわゆる「モニタリング検査」及び都道府県等による収去検査について、当該検査にかかる試験事務を上記の登録検査機関に委託することができることとした。

c 輸入手続の電算化システムの機能強化、食品衛生監視員の増員等とあわせ、より一層の安全確保対策の推進を図った。

d 食品衛生法の改正に伴い、厚生労働大臣は、国及び都道府県等における監視指導の重点等を示した指針を定めた。また、当該指針に基づき、毎年度、輸入食品に対する検査の実施等に関する輸入食品監視指導計画を策定し、公表するとともに、計画の実施状況について公表することとした。さらに、当該輸入食品監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に食品等の輸入にかかる監視指導を行わせるものとした。

e 都道府県知事等は、厚生労働大臣の定める指針等を勘案して、各都道府県等において、毎年度、地域の実情に応じた重点的な監視指導計画を策定し、公表するとと

もに、計画の実施状況について公表することとした。また、食品衛生監視員による監視指導について、政令により施設の類型ごとに回数を定める仕組みを改め、都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならないこととした。

- f 営業者に対する営業禁停止処分については、都道府県知事等のみ行うことができることとされていたが、食品衛生法を改正し、食品等の輸入業者について、厚生労働大臣も営業の禁停止処分を実施することができることとした。
- ② 国内で販売される輸入野菜等の残留農薬の検査  
独立行政法人農林水産消費技術センターを活用した輸入野菜等の残留農薬の検査を実施した。
- (才) 動植物検疫の着実な実施  
動植物検疫における情報の収集・分析体制及びリスク管理体制の高度化を行った。
- a 病害虫の侵入・まん延防止  
海外の病害虫の侵入・まん延防止のため、引き続き適切な植物検疫を実施しつつ、国民の植物検疫に関する信頼確保の観点から、検疫状況等に関する情報提供、より精密な病害虫の検定に向けた体制の整備、食品の安全性や品質障害防止等も考慮した検疫措置基準の策定等を実施した。
- b 伝染性疾病の侵入防止  
海外から輸入される家畜・畜産物等を介して口蹄疫及びBSE等の伝染性疾病が侵入することを防止するため、引き続き適切な動物検疫を実施しつつ、より精密な検査体制の整備、情報の収集体制の整備等を推進した。
- (カ) 食品の安全性確保にかかる研究の充実  
BSEの感染の仕組みの解明や異常プリオンの高感度・迅速な検出法及びリスクの低減化技術の開発、遺伝子組換え食品の後代交配種等の安全性の評価方法等の検討、特定保健用食品素材の有用性等に関する研究、食品添加物や残留農薬の安全性の評価手法や迅速な分析方法の開発等に関する研究等を推進した。

## イ 家畜防疫体制の強化

- ① BSE等への対応
- a BSE対策の推進  
BSEの浸潤状況の正確な把握及び防疫対策の評価等のBSEの発生予防、まん延防止の徹底を図るため、BSE対策特別措置法に定められている24か月齢以上のBSE検査を開始した。また、消費者への安全・安心な畜産物の供給に資するため、個体識別システムの活用等の対策を引き続き推進した。
- i 24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査体制が未整備の地域を中心に、検査に必要な検査材料採取施設、死亡牛の冷蔵保管施設、検査後の死亡牛の焼却施設等の整備等を推進した（15年度をもって整備完了）。
- ii BSEの感染リスクを低減するため、飼料工場における牛用製造ラインの専用化を進めるなど、肉骨粉等の混入防止対策を強化した。
- iii BSEの発生を踏まえて牛肉の安全とともに安心の確保を図るため、牛の出生から牛肉の販売に至る各段階において、牛の個体識別番号を正確に伝達するため

の法制度の整備を行った。また、制度の実効性を確保するため、監視体制の整備等の措置を講じた。

iv 食肉センターにおける、可食内臓等の区分管理のための冷蔵庫、収納庫の整備のほか、特定部位の焼却施設等の整備を推進した。

v 海外における伝達性海綿状脳症（TSE）の発生状況にかんがみ、我が国におけるTSE対策に万全を期すため、食用に供する可能性のあるめん羊、山羊及び鹿についても飼料安全法の対象家畜に加え、安全性確保対策を充実させた。

b BSE及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発

BSEの制圧のための技術の開発として、プリオントロノ蛋白質の性状解明、診断技術の開発等を実施するとともに、人獣共通感染症についても、国内発生時における国民の不安解消と畜産業への影響軽減に資するため、診断技術や予防技術の開発等を実施した。また、BSE等動物の伝達性海綿状脳症の研究をより安全に実施するため、「動物の伝達性海綿状脳症の実験指針」を策定した。

c 食肉流通問題調査検討委員会における検討

牛肉在庫保管・処分事業にかかる偽装事件の発生等を踏まえ、14年9月から「食肉流通問題調査検討委員会」が開催され、全13回にわたる議論を経て、農林水産行政に対する指摘や食肉業界・行政の改革に関する提言を内容とする報告書が取りまとめられた（15年6月18日）。これを受け、食肉行政に限らず、農林水産省全体の問題として、危機管理体制の強化、消費者重視の政策決定、関係業界のコンプライアンス（法令遵守）の推進等に取り組んだ。

② 米国BSEへの対応

15年12月、米国でBSEに感染した牛が発見された旨の発表を受け、直ちに家畜伝染病予防法に基づき、米国からの牛肉等の輸入を停止した。

米国産牛肉の輸入再開に当たっては、我が国の消費者の安全・安心が確保されることが重要であるとの観点で米国と協議を行った。

③ 高病原性鳥インフルエンザへの対応

我が国への本病の侵入防止と国内防疫措置に万全を期すため、15年9月に高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルを策定した。

16年1月に我が国で79年ぶりとなる発生があったが、家畜伝染病予防法及び防疫マニュアルに沿って発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等必要な防疫措置を行った。また、平成15年度科学技術振興調整費による緊急研究において、高病原性鳥インフルエンザに関するゲノム疫学研究及びウイルスの病原性解析を行った。

④ コイヘルペスウイルス病への対応

諸外国におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況等を踏まえ、水産資源保護法の輸入防疫対象疾病に追加（15年6月30日公布、15年7月14日施行）するとともに、持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定した（15年6月30日公布、同日施行）。

15年11月に我が国において初めて発生が確認されたことから、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の的確な実施を推進した。

## (5) 食品の表示・規格対策の充実

### ア JAS制度のあり方についての検討

JAS法の改正も視野に入れて、今後のJAS制度のあり方を検討するため、「JAS制度のあり方検討会」を15年10月に設置した。この検討会において、行政改革の観点からの登録認定機関等に対する国の関与のあり方や、社会ニーズに対応した新たなJAS規格の展開方向について検討を進めた。

### イ 不正を見逃さない監視体制の整備

#### ① JAS法の厳正な運用

不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立ち入り検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じた。

#### ② 組織改編による監視体制の強化

農林水産省の組織改編の一環として、約2千名の食品表示の監視を担当する職員を地方農政局等に配置するなど、表示の監視担当部門を大幅に強化した。

#### ③ 地方農政局等の職員による食品表示の監視・指導

a 地方農政局の職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、食品表示の実施状況を監視するとともに、不適正な表示があった場合には改善指導を行った。

b うなぎ加工品、15年産米、乾しいたけを対象に、その表示の根拠まで含めて徹底的な監視・指導を行った。

#### ④ 食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用

独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、加工食品中の遺伝子組換え原材料の混入率検査や農林水産物の品種判別といったDNA分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行った。

また、既にDNA分析技術が確立している精米及びうなぎについては、DNA分析技術を活用した品種判別による食品表示の科学的検証を実施した。

#### ⑤ 消費者の協力を得た食品表示の監視

食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た食品表示に対する恒常的・日常的な監視体制を強化するとともに、同様の取組を行う都道府県への支援を強化した。

#### ⑥ 食品の表示制度の普及・啓発

食品関係の事業者や消費者からなる協議会を開催し、表示適正化の方策を検討するとともに、消費者・生産者・販売業者等が参加する食品表示に関する意見交換会（食品表示タウンミーティング）を開催し、広く食品表示についての意見交換を行った。

また、独立行政法人農林水産消費技術センター及び社団法人食品衛生協会に設置した一元的な相談窓口において、JAS法及び食品衛生法に基づく表示に関する相談に統一的に対応した。このほか、JAS法のみならず食品衛生法等も含めた食品の表示制度についてパンフレットの作成・配布、講習会の開催、雑誌等における広告等を通じてその普及・啓発を推進した。

### ウ わかりやすい食品表示の実現

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催であ